

愛知県森林審議会議事録

令和6年12月16日(月)

愛知県森林審議会議事録

1 日時

令和6年12月16日
午後2時から午後2時45分まで

2 場所

愛知県庁本庁舎 正庁

3 出席者

(1) 委員

岩永 青史
荻野 昌彦
河野 宏枝
酒井 立子
桜井 秀樹
土谷 由希子
西垣 洋一
原 さき子
峰野 修
八谷 充則
山本 一清
吉野 純子

(2) 愛知県

農林基盤局長 長田 敦司
農林基盤局技監 平山 一木
林務部長 太田 吉則
林務課長 青山 義明
森林保全課長 則武 孝宏
林務課担当課長 近藤 壽男
森林保全課担当課長 大村 宏
森林調整監兼新城林務課長 鈴木 成明

(3) 事務局及び事務局補佐

林務課課長補佐 藤野 仁誠
林務課主査 村内 友季
森林保全課課長補佐 福井 久敏
森林保全課課長補佐 福知 佐知恵
新城林務課課長補佐 池田 敦

4 審議の公開・非公開の別及び傍聴者数

議案	審議の公開・ 非公開の別	傍聴者数	記者数
第1号議案	公開	—	1
第2号議案	公開	—	1

5 審議経過

<会長>

今回は知事からの諮問が2件となっております。それでは第1号議案、尾張西三河地域森林計画の変更についてと、第2号議案、東三河地域森林計画の変更についての2件について、県の方から一括して説明をお願いいたします。

<県>

資料により説明。

<会長>

ありがとうございました。

説明が終わりましたので御意見、御指摘等ありましたら、よろしく願いいたします。

<委員>

1号議案、2号議案、共通して言えるのですが、太陽光の開発について、東日本大震災の後に急激に増えたと私は思っているのですが、山にずっとつけっ放しになっていて、老朽化しているものもちらほら散見されると思いますが、一般的に太陽光は20年と言われていまして、この開発許可をする時に、20年後、施工主なのか山主なのかわかりませんが、責任を持って買い換えや建て替えを見越してやっているのかが1つと、併せて、その件数は、面積でも件数でも一緒ですけれど、年々増えているのか、どこかで一定になっているのか、この状況だけ少し御説明していただきたいなと思います。

というのは、事前にいただいた参考資料を読み込んでみても、太陽光だけは、山の保全とかですね、ちょっとどうなのかなと個人的なレベルですが感じるものですから、そういうことも含めて御説明いただきたいと思います。

<県>

太陽光発電施設の廃棄や老朽化に対する対応状況ですが、FIT制度の開始が2012年で、FITの期間が20年ですので、2032年頃から大量の廃棄の時期となる見込みです。これに対し、経済産業省では2022年から廃棄の資金の積立制度を始めております。これは20年のうちの後半10年間に、廃棄に必要な費用を必ず積み立てなさいという制度で、FITの利益から源泉徴収されるような形となっております。しかも、社内で積み立てるのではなく、原則として外の機関に積み立てることとなっているので、その資金については確保されていると考えて

おります。

2点目の件数につきまして、県内で林地開発許可を終えて、売電している件数は現在17件ございますが、許可のピークは平成28年の4件で、その後だんだん減ってきております。

背景として、廃棄の積立制度が創設されたり、林地開発許可の基準が、従前は1ヘクタールを超える行為だったものが、太陽光発電に限り0.5ヘクタールを超えるものになったというように厳しくなっていることなどが挙げられます。

その結果、今までのような開発が困難になっており、令和5年度、令和6年度の許可実績はございません。

今後もしだんだん減少すると予想していますが、もし許可申請が出てきた場合は、基準に従って厳正に審査した上で、許可して参りたいと考えております。

<委員>

併せて、もう1点関連して、多分こういう話というのは今に始まったことではないと思っております。全国的に例えば法改正をしてもう少し規制を厳しくして欲しいとか、そういった声というのは、この審議会もそうですし、こういう審議会は都道府県全部にあると思っておりますが、そういう声をどのように捉えているのかなというところ、状況を御説明していただきたいと思っております。

<県>

規制を強化すべきではないかという御意見ですが、まず国としては2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて再生可能エネルギーを推進している状況です。

一方で、太陽光発電や風力発電関係では、各地でトラブルが発生しているのも事実です。

こうした状況を踏まえ、国では再エネ施設の適正な導入ということで、各省庁が対応策を検討しております。

まず森林法について申し上げますと、先ほどもお話したとおり、林地開発許可について、太陽光発電に限って、今まで1ヘクタールだったものが0.5ヘクタールを超えるものまで引き下げられ、令和5年度から施行されております。

その他、排水施設及び洪水調節池の設計雨量強度や、パネルの設置区域の流出係数等の基準も厳格化する方向で度々見直されております。

また経済産業省では、FITの認定申請にあたっては各法令の許可証を添付しないといけないとか、令和6年度からは、地域住民への説明会の開催を義務付けるとか、法令違反があった場合は、違反が解消されるまでFITの交付金を停止する等の対策をしております。

さらに電気事業法におきましては、工事の認可の時に林地開発許可等の許可証の添付を義務付けたり、適正に工事が完了したことを証明する書類の添付も、義務付けられるようになっております。

一方でFITの買取価格は、2012年には1キロワット時当たり40円だったのが、現在ではほぼ四分の一の10円程度まで大きく下がっており、さらに、開発にもお金がかかるようになってきたこともあって、森林を大きく改変して、太陽光発電をやるのは割に合わなくなってきた。そういうことで、今後も減少すると予想しています。

<会長>

ありがとうございます。

他に何か御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

第1号議案、第2号議案ともございませんでしょうか。

太陽光発電に関しては古いものも含めて、これから廃棄の時期に入ってきますので、その管理、状況の把握だけは、ぜひ県の方でお願いしたいと思います。

それでは大方発言も尽きたようでございますので、お諮りしたいと思います。

第1号議案及び第2号議案は原案通り了承することとして、異議はございませんでしょうか。

<委員>

異議無し。

<会長>

ありがとうございます。

それでは原案通り了承することといたします。

ただいまの議案2件の審議結果につきまして知事への答申を決めたいと思いますので、事務局で答申案がありましたら提示してください。

— 答申案を配布 —

<会長>

それでは、答申案を事務局から説明してください。

<県>

答申案を読み上げ

<会長>

ありがとうございました。

ただいまの答申案について御意見を伺いたいと思います。

何か御意見等ございましたらよろしくお願いします。

それでは示された案のとおり、答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

<委員>

異議無し。

<会長>

それでは示されたとおりとして、本日付けで、後程答申書を提出させていただきます。

<会長>

次に進めたいと思います。

その前に記者の方をお願いします。

報告事項につきましては、非公開となっておりますので、御退席をお願いいたします。

— 退席 —

<会長>

では次に次第の6の報告に移りたいと思います。

— 非公開 —

<会長>

以上で本日の審議を終わらせていただきたいと思います。円滑な御議論ありがとうございました。

では進行を事務局にお返しいたします。

議事録署名者

議事録署名者